

下 総 第 1 1 6 6 号
令和8年(2026年)8月27日

下関市監査委員	今 井 弘 文	様
同	山 元	浩 様
同	戸 澤 昭 夫	様
同	井 川 典 子	様

下関市長 前田 晋太郎

定期監査の結果に関する報告に係る措置の通知について

令和8年(2026年)4月7日付け監査報告第8号により提出のありました定期監査の結果に関する報告書において、改善が必要な事項として指摘のありました事項について、別添のとおり改善措置を講じましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により通知します。

監査の結果に基づき講じた改善措置

〔 都市整備部都市計画課 〕

都市整備部都市計画課に関する事項

〔指摘事項〕

(1) 屋外広告物許可申請等手数料及び行政財産の目的外使用許可に係る使用料の収入事務において、以下の不適切な取扱いが見受けられた。下関市債権管理条例等の規定に基づき、適正に債権管理を行われたい。

ア 滞納となっている債権があるにもかかわらず、債権管理簿が作成されていないかった。

イ 納期限を20日以上経過し、なお未納であるにもかかわらず、督促状を発送していなかった。

(改善措置状況)

今回の指摘を受け、債権管理に関する条例等について、改めて職員に周知するとともに、調定した歳入について、財務会計システムにて随時収入状況を確認する体制を整えました。なお、滞納分については督促手数料・延滞金を含め全て収入済みとなっています。

(2) 行政財産の目的外使用許可に係る使用料について、建物の使用料を算定する際に用いる建物の価格が誤っていたことにより、使用料の額が誤っている事例が見受けられた。所要の措置を講じるとともに、下関市行政財産使用料条例等の規定に基づき、適正に事務処理されたい。

(改善措置状況)

今回の指摘を受け、行政財産の目的外使用許可の決裁書類に当該年度の使用料算定シートの参考資料として、前年度使用許可時の算定シートを添付し、複数人で確認することとしました。なお、使用料の額の誤りについては、先方に説明を行った上で、追加請求の手続を行いました。

以上